| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第五　特例としての在留資格の変更の手続<br>一　第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者又はベトナム人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。<br>［1～9　略］<br>10　令和五年度入国特例ベトナム人看護師候補者　令和八年度看護師国家試験<br>11～18　［略］<br>19　令和四年度入国特例ベトナム人介護福祉士候補者　令和八年度介護福祉士試験<br>［二～四　略］<br>備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | 第五　特例としての在留資格の変更の手続<br>一　第三の一及び二のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動又は介護施設における介護福祉士の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める試験を受験し、看護師の資格又は介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするベトナム人看護師候補者又はベトナム人就労介護福祉士候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定し在留期間を一年とする許可を受けるものとする。<br>［1～9　同上］<br>［号の細目を加える。］<br>10～17　［同上］<br>［号の細目を加える。］<br>［二～四　略］ |

○別表

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| --- | --- | --- |
| ［略］ | | |
| 規則第二条第六項 | ［略］ | ［略］ |
| 規則第三条第一号の二 | 個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの | 個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。）第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて利用者証明検 |

○別表

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| --- | --- | --- |
| ［同上］ | | |
| 規則第二条第六項 | ［同上］ | ［同上］ |
| ［新設］ | | |

**○国税庁告示第十九号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成二十七年国税庁告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年六月十日から適用する。

令和八年六月十日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。